平成１９年（フ）第７３１４号
大阪府枚方市甲斐田町25－１－201、開始決定時の住所大阪府寝屋川市梅が丘１丁目17番２－808号
破産者　クリエイト・キューブこと　大堀　剛
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９２８号
大阪府岸和田市上松町1202番地の２　杉本幸嗣方、住民票上の住所大阪府貝塚市清児665番地の３－１－1308
破産者　杉本　衣世
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３９２７号
大阪府吹田市垂水町１丁目41番11号
破産者　五十嵐　忠
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４７８４号
大阪市阿倍野区旭町３丁目１番２－1101号
破産者　櫻井　義光
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第４７８５号
大阪市阿倍野区旭町３丁目１番２－1101号
破産者　櫻井　輝子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６６９０号
大阪府八尾市永畑町３丁目２番18号
破産者　木下　憲三
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７９２６号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番　ＯＰＨ千里佐竹台Ⅱ８棟1403号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区旭町３丁目１番１－1203号
破産者　中島　憲一
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５４３号
大阪府豊能郡豊能町新光風台２丁目10番地の３
破産者　川初　雅實
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１００１６号
大阪府池田市伏尾台１－９－17、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町島字柘鳴美２番地の16
破産者　洗い屋くんと改築くんこと　仲内　誠
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６１号
大阪府茨木市真砂１丁目９番16号
破産者　武井　義明
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７６号
大阪府交野市私市８丁目３番302号
破産者　西岡　正春
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１３６号
大阪府吹田市江坂町５丁目８番４－301号
破産者　小西　雄三
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８１６号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番８－401、開始決定時の住所大阪府茨木市郡５丁目31番19号の４
破産者　吉房　伸幸
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８１７号
大阪府茨木市橋の内２丁目７番８－401、開始決定時の住所大阪府茨木市郡５丁目31番19号の４
破産者　吉房　静子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９５６号
大阪府枚方市桜丘町５番７－504号
破産者　江﨑三代子
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９８３号
大阪市此花区伝法５丁目４番12－106号
破産者　臼田千恵美
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２１３号
大阪府豊中市曽根南町１丁目１番19号
破産者　日豊産業こと　池田　雄司
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２１４号
大阪府豊中市曽根南町１丁目１番19号
破産者　池田　直美
1　決定年月日　平成21年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部